

QCサークル関東支部山梨地区功労者表彰規定

1. 総 則

この規定は、QCサークル関東支部山梨地区（以下地区という）が行う功労者の表彰について規定する。

2. 表彰の目的

地区のQCサークル活動の普及拡大に、貢献された功労者を表彰する。

3. 表彰の種類

表彰には、特別功労者表彰と功労者表彰及び永年幹事表彰とがある。

4. 表彰の場所

特別功労者表彰は記念行事にて行う。

功労者表彰及び永年幹事表彰は原則として総会にて行う。

5. 特別功労者表彰の対象と決定

永年地区のQCサークルの普及拡大に貢献された方々の中から、対象者1～2名程度を正・副幹事長が推薦し、三企画委員会で決定する。

6. 功労者の対象と決定

(1) 任期満了に伴う、地区長会社・地区長・幹事長・事務局を表彰する。

(2) 世話人・副世話人・幹事が退任した時は、就任期間3年を目安に地区活動への貢献を考慮して、正・副幹事長が審議・決定し、三企画委員会にて承認を得る。

7. 永年幹事表彰の対象と決定

幹事を通算5年経験された方を対象に、正・副幹事長が審議・決定し、三企画委員会にて承認を得る。以後5年毎に表彰対象とする。

但し、年度当初在任者を以って対象者とする。

8. 改 廃

この規定の改廃は運営企画委員会が提起し、委員長会議で審議・決定し、三企画委員会で承認を得て、地区役員・幹事・会員宛に改訂版を配付する。

9. 付 則

平成	3年	3月	1日	制定
平成	4年	3月	6日	改定
平成	5年	3月	5日	改定
平成	6年	3月	8日	改定
平成	7年	3月	3日	改定
平成	8年	3月	1日	改訂
平成	8年	5月	18日	改訂
平成	9年	5月	16日	改訂
平成	13年	1月	26日	改訂
平成	15年	1月	17日	改訂
平成	16年	3月	6日	改訂